記載要領

1　各面共通事項

１枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

2　第一面関係

①「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

②「免許番号」の欄には、下表により該当する者を記入するとともに、免許番号を記入すること。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 国土交通大臣 | 千葉県知事 | 愛知県知事 | 広島県知事 | 宮崎県知事 | 北海道知事（オホ） |
| 青森県知事 | 東京都知事 | 三重県知事 | 山口県知事 | 鹿児島県知事 | 北海道知事（胆振） |
| 岩手県知事 | 神奈川県知事 | 滋賀県知事 | 徳島県知事 | 沖縄県知事 | 北海道知事（日高） |
| 宮城県知事 | 新潟県知事 | 京都府知事 | 香川県知事 | 北海道知事（石狩） | 北海道知事（十勝） |
| 秋田県知事 | 富山県知事 | 大阪府知事 | 愛媛県知事 | 北海道知事（渡島） | 北海道知事（釧路） |
| 山形県知事 | 石川県知事 | 兵庫県知事 | 高知県知事 | 北海道知事（檜山） | 北海道知事（根室） |
| 福島県知事 | 福井県知事 | 奈良県知事 | 福岡県知事 | 北海道知事（後志） | |
| 茨城県知事 | 山梨県知事 | 和歌山県知事 | 佐賀県知事 | 北海道知事（空知） | |
| 栃木県知事 | 長野県知事 | 鳥取県知事 | 長崎県知事 | 北海道知事（上川） | |
| 群馬県知事 | 岐阜県知事 | 島根県知事 | 熊本県知事 | 北海道知事（留萌） | |
| 埼玉県知事 | 静岡県知事 | 岡山県知事 | 大分県知事 | 北海道知事（宗谷） | |

③第一面については、不動産特定共同事業法施行規則第５条第１項第７号イ若しくはロ又は同項第８号イからハまでのいずれに該当するかに応じて、必要な欄に記載すること。

3　第二面関係

１枚で記入しきれない場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。